

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町

電 話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

ホームページ <https://zensuiren.org/>

お問い合わせ info@zensuiren.org

編集・発行 椿本和幸



● 目 次

就任のご挨拶 国土交通省 廣瀬昌由 水管理・国土保全局長	2
就任のご挨拶 国土交通省水管理・国土保全局 奥田晃久 治水課長	5
第73回利根川治水同盟治水大会 開催	7

就任のご挨拶



国土交通省水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由

7月4日付で水管理・国土保全局長を拝命しました廣瀬です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1. はじめに

本年も、梅雨前線、線状降水帯、台風の影響により、各地で水害による被害が発生しています。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

私も着任後すぐに福岡県・大分県の被災現場に行く機会がありました。家に流れ込んだ土砂、浸水により使えなくなった家財等、地域の皆様が直面されている状況は深刻であり、河川、砂防、海岸、下水道等の事前防災対策はもとより、自然災害発生時の国土交通省における司令塔機能やインフラの災害復旧事業までを担う水管理・国土保全局の使命・責務の重大さを改めて認識したところです。

気候変動の豪雨への影響が科学的にも検証されており、毎年のように大きな水害が発生しています。異常気象が新しい日常となりつつある中で、安全を確保、向上させるために、治水対策の抜本的強化が求められています。

2. 国土強靱化の推進

激甚化・頻発化する災害に対応するため、いわゆる通常予算に加え、平成30年の西日本豪雨が契機になった「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」やその後の令和元年東日本台風が契機になった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」といった予算を活用し、河道掘削や築堤、ダムの建設・再生等の整備を加速してきました。こうした整備は着実に効果を発揮しており、例えば、平成29年7月九州北部豪雨で大量の土砂や流木等による甚大な被害が発生し

た筑後川水系赤谷川では、砂防堰堤や遊砂地の整備、河川改修を行った結果、令和5年7月の大雨では大規模な被害を回避出来ました。

一方、今年も全国で氾濫危険水位を超える河川が多く発生しており、氾濫等による被害が発生した地域もあります。令和5年6月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が改正され、国土強靱化実施中期計画が法律に基づき策定されることとなります。令和5年度までに5か年加速化対策の約7割が執行されることとなっており、より計画的な整備の促進に向け総合的に取り組んでまいります。

3. 流域治水の推進

(1) 流域治水の深化

気候変動による降雨量の更なる増加が予測されており、気温が2℃上昇した場合には、洪水発生頻度は2倍になるとも示されています¹。このため、河道掘削、堤防や遊水地の整備、ダム建設・再生など従来の管理者主体による河川区域を中心とした治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者の協働により、利水ダム等の事前放流やたんぼダムの活用、土地利用規制、特定都市河川の指定、下水道の機能強化、土砂・洪水氾濫対策や海水面の上昇を踏まえた海岸保全施設の整備などに取り組む「流域治水」を進めています。

流域治水の基礎となる河川整備では、過去の降雨や高潮等の実績に基づいた治水計画を、将来の気候変動を踏まえた計画へと見直すことが必要です。これまでに7つ²の一級水系で河川整備基本方針を変更しており、基本高水のピーク流量は、これまでの計画から1.1～1.4倍になっています。

治水計画の見直しを加速するとともに、各水系

で重点的に実施する治水対策をとりまとめた流域治水プロジェクトについても、気候変動を踏まえた目標への引き上げや、あらゆる関係者による流域対策の充実を関係者と進め、流域治水プロジェクトを更新し、順次、公表してまいります。また、特定都市河川の指定を進めており、現在16水系207河川³が指定されています。今後、全国の一級・二級水系を対象に、特定都市河川の指定及び流域水害対策計画策定のロードマップを公表し、特定都市河川の指定及び取組を更に進めてまいります。

水災害リスクが高い区域における土地利用や住まい方の規制、より安全な区域への居住や都市機能の誘導、宅地の嵩上げや建築物の構造の工夫などの対策を講じることも水災害リスクの軽減に効果的です。水害リスクをまちづくりにも活用して頂けるよう、中高頻度の外力による浸水ハザードの想定や、河川整備が進んだ場合に現在の浸水ハザードがどのように変化するかを整理したリスクマップを作成・周知してまいります。

災害の被害を最小限に食い止めるためには、早めの防災対応・避難行動を支援する情報提供が重要です。令和5年5月に成立した「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」に基づき、上流部又は支川の洪水予報を行う都道府県の求めに応じて、国土交通省が本川・支川一体の水位予測によって取得した予測水位情報を提供する仕組みが構築されました。これにより、国から提供される予測情報をもとに、既に都道府県が洪水予報を行っている河川では、早期の洪水予報が可能となるとともに、これまで水位情報の提供にとどまっていた河川でも洪水予報が可能となります。施行後1ヶ月で21府県⁴からの求めに応じて協定を締結しており、今後さらに拡大する予定です。加えて、本法改正では、より長時間先の予測や、より局所的な予報といった多様なニーズを踏まえ、民間事業者によるきめ細かな予報の提供を可能とする仕組みも構築しています。これら予測情報を充実させる取組を推進し、早めの防災対応・避難行動の支援に努めてまいります。

また、災害発生時には、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧の支援のため、全国のTEC-FORCE、災害対策用車両、災害査定官を被災地に派遣しています（創設以来のべ約13万6千人・日のTEC-FORCEを派遣⁵）。更なるTEC-

FORCEの体制強化・充実に努めるとともに、被災された地域に寄り添い早期の復興・再建を後押ししてまいります。

(2) 流域での総合的な対応

河川の流域では、治水対策の強化に加え、産業構造の変化や気候変動による農業用水需要の変化に応じた水供給、2050年カーボンニュートラル（CN）に向けた水力発電の推進、上下水道施設の省エネルギー化や再編、動植物の生息環境の維持や良好な河川景観の形成、地下水の適正な保全と利用、大規模災害・事故時等の最低限の水の確保など様々なニーズや課題への対応も求められています。流域治水を推進するためにも、多様な観点からの総合的な対応が重要です。

CNの実現に向けては昨年度、最新の気象予測等を活用し、ダム貯水量を柔軟に設定することで、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」という概念を打ち出しました。今後も、民間事業者とも連携のもと、さらなる予測技術の活用や運用の工夫を行い、治水と発電、さらに地域振興にも貢献できるよう、取組を進めてまいります。

現在、日本橋川では首都高速道路の地下化に伴いオープンな空間となる河川を活かしたまちづくりが進められていますが、水辺には地域の歴史や文化、人々の生活とのつながりなど、その地域特有の資源が眠っており、その使い方によって新たな価値を生み出す可能性を秘めています。河川空間とまち空間が融合した、地域の顔、誇りとなる水辺空間の形成を目指し、「かわまちづくり」を推進するとともに、規制緩和等により民間事業者の河川空間の活用を促進するRIVASITEの取組や、障害物が少ない河川上空を活用したドローン物流の社会実装の支援等を進めてまいります。

令和5年5月に「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省水管理・国土保全局及び環境省へ移管されることとなりました。これを受け本年5月、水道整備・管理行政の円滑な移管のため、本省、地方整備局等に、準備チーム等を立ち上げ、災害対応も含めた業務の実施体制などの検討を進めています。

4. インフラ老朽化対策の推進、デジタル技術の活用

整備した施設が、洪水時等に適切に効果を発揮するには日頃の適切な維持管理、点検に加え、老朽化施設の更新を計画的に進める必要があります。排水機場など老朽化が進む河川管理施設について、長寿命化計画を作成し、予防保全型メンテナンスを実施するとともに、量産品エンジン等を採用することで排水ポンプの故障時の復旧の迅速化や導入コストの縮減が期待できるマスプロダクツ型排水ポンプについて、開発、現場実証を進めてまいります。

建設業界では、いわゆる2024問題への対応が大きな課題であり、現場では維持管理・点検などを効率化・省人化するAIやドローン等の新技術の活用など、官民連携で対応を進めています。我々の行政事務や被災状況把握、災害復旧事業などの防災対応等も3次元河川管内図やデジタル技術を活用し、管理の質を維持しつつ効率化・高度化を図ってまいります。DXでは、データ連携が注目されますが、あらためて、人、施策の連携にも注力して取り組んでまいります。

5. 水資源・水防災技術の海外展開

水資源・水防災については世界的な共通課題が数多くあり、諸外国の課題解決の主導も重要です。令和4年4月の「第4回アジア・太平洋水サミット」では、岸田総理より、アジア太平洋地域等における水を巡る社会課題に対して、質の高いインフラ整備等を通じた支援などを盛り込んだ「熊本水イニシアティブ」が発表されるとともに、令和5年3月の「国連水会議2023」では上川陽子総理特使（衆議院議員）がテーマ別討議3「気候・強靱性・環境に関する水」の共同議長を務める等、世界の議論を主導してまいりました。

ダム再生や人工衛星観測データによる水害リスク評価などの豊富な技術を活用し、国内外で質の高いインフラ整備を進め、世界各地の暮らしを安全かつ豊かなものとするとともに、日本企業の各国での活躍の場を増やすよう取り組んでまいります。

引き続き、全力で河川行政に取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

1 国土交通省「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」

2 令和5年3月末時点

3 令和5年7月18日時点

4 令和5年6月末時点

5 令和5年3月時点

就任のご挨拶



国土交通省水管理・国土保全局治水課長 奥田 晃久

7月4日付で水管理・国土保全局治水課長を拝命しました奥田晃久です。治水課は4年間の課長補佐に続いて2度目となります。全国の治水関係者の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本年も、例年同様自然災害が激甚化・頻発化しています。ゴールデンウィーク明けから、各地で猛威を振るっており、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

我が国を取り巻く環境は、少子高齢化、防衛等、課題が山積しておりますが、気候変動や巨大地震発生の切迫度等、災害リスクの高まりも、国家の存亡さえ左右する重大な課題であります。

皆さん各々感じられておられると思いますが、近年明らかに雨の降り方が変わっております。Co2の排出量を目標通りに押さえ込んだとしても、地域によりばらつきはあるものの降水量が約1.1倍、流量が約1.2倍、発生確率が約2倍になると言われております。このような傾向もあって、平成30年度から令和2年度まで「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が実施され、この取り組みを加速、深化させるため、令和3年度から令和7年度まで集中的に対策を実施する「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が進められています。さらに本年度の通常国会では、議員立法で「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律」が成立し、今後、国土強靱化実施中期計画を策定し、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進することとなりました。

言うまでもないですが、災害対応が後手になり、災害が起きてしまった場合には、地域の人や財産に大きな被害が生じ、災害対応のために複数年に

及ぶ多大な努力と予算が必要となります。そのような不幸を防ぐためにも、洪水を未然に防ぐ治水対策を加速する必要があります。つまり、気候変動により災害リスクが高まっている中、スピード感をもって貴重な予算を可能な限り事前防災に投資をしていくことが重要だと考えています。

また、残念ながら被災した地域の復旧・復興も県、市町村と密接に連携しながらスピード感を持って取り組んでまいります。さらに、南海トラフ巨大地震、首都直下地震発生の切迫度も増しています。同時に高度経済成長期に整備した施設の老朽化も進んでおり、維持管理、老朽化対策にもしっかりと取り組まなくてはなりません。人員や予算が限られている中、災害時も含めて施設を適切に機能させるためには、デジタル技術など最新の技術を活用し、維持管理の高度化、効率化を進めていきたいと思っています。そういう意味では、従来の関係者に加え、様々な技術やノウハウを持つ業界、企業とも「流域治水」の掛け声のもと連携してまいります。

仕事を進めるにあたって、私は河川を持つ魅力は様々であると考えており、治水事業の推進を通じて、地域に安全・安心をお届けするとともに、地域の魅力向上、賑わいの創出、ひいては地域の活性化に貢献してまいりたいと思っています。また、ハード・ソフト一体となった温暖化の適応策を実施することに加え、カーボンニュートラル等の緩和策でも微力ながら貢献し、社会全体の課題・要請にも貢献していききたいと思っています。

さらに、温暖化の現状や先行きは我々にとってかなり厳しいです。「流域治水」の名のもとに、あらゆる関係者が得意なことを持ち寄り、協力・連携しながら、一枚岩で気候変動と対峙できるよう、その推進役として汗をかいてまいりたいと思います。

地域の皆様のお役に立てるよう精一杯頑張りますので、皆様方の引き続きのご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

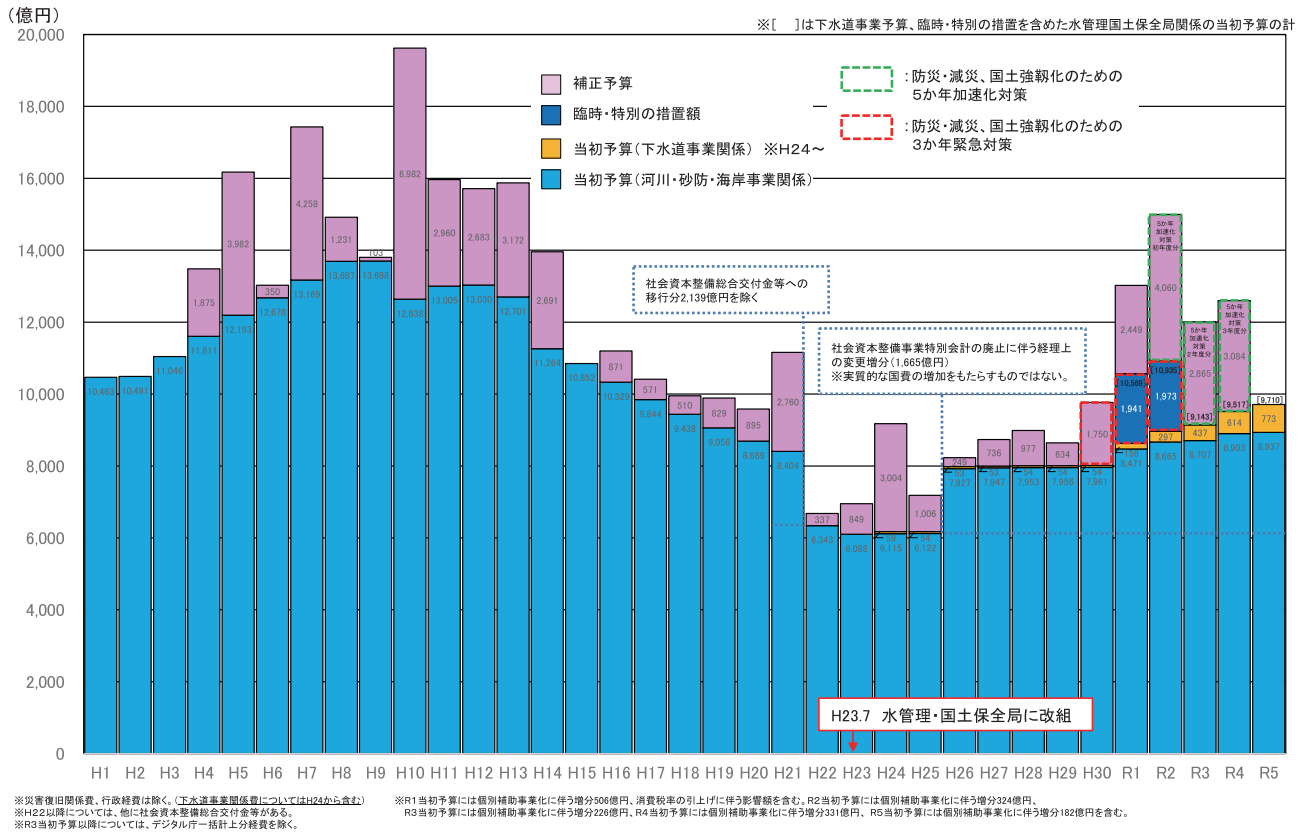


図1 治水関連予算の推移

第73回利根川治水同盟治水大会 開催

主 催 利根川治水同盟

第73回利根川治水大会実行委員会（栃木県・宇都宮市）

後 援 国土交通省、東京都、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県

第73回利根川治水同盟治水大会は、利根川水系に係る治水・利水事業の早期実現のため、国会議員及び都県議会議員並びに国土交通省など多数の来賓のご臨席をいただくとともに、利根川水系の都県の多くの関係者が参加して、盛大に開催されました。

1. 日 時 令和5年8月4日（金）13時30分～
2. 場 所 埼玉県加須市（ライトキューブ宇都宮）

大会は、林 幹雄会長から開会宣言に続き、福田 富一栃木県知事による開催県代表挨拶がありました。

続いて廣瀬 昌由国土交通省水管理・国土保全局長並びに関谷 暢之栃木県県議会副議長より来賓祝辞の後、来賓の方々が紹介されました。以下の大会次第は次のとおりです。

（敬称略）

講 演	独立行政法人水資源機構理事長	金尾 健司
（令和元年台風19号利根川洪水に想う）		
事業概要説明	国土交通省関東地方整備局河川部長	矢崎 剛吉
意見発表	宇都宮市長	佐藤 栄一
大会宣言	真岡市長	石坂 真一
大会決議	足利市長	早川 尚秀
次期開催都市挨拶	高崎市副市長	兵藤 公保
閉会宣言	利根川治水同盟副会長	中野 厚



林 幹雄会長開会宣言



廣瀬 昌由国土交通省水管理・国土保全局長祝辞

宣 言 （本文縦書き）

利根川及びその水系に属する各河川の治水・利水事業の達成は、流域一都五県に及ぶ三千万人の流域住民の積年の念願であり、本同盟が多年にわたりその促進を要望してきたところである。

しかるに、その事業の進捗は思うにまかせず、流域の開発に対し著しく立ち遅れていることは誠に憂慮に堪えない。

ここに本同盟は、流域住民の生命・財産の安全確保と福祉増進のため、総力を結集して、国会並びに政府に対し利根川水系治水・利水事業の促進を強く要望するとともに、これらの早期実現を図らんとするものである。

右宣言する。

令和五年八月四日

第七十三回利根川治水同盟治水大会

決 議 (本文縦書き)

本大会は左記事項の早期実現を期し、国会並びに政府の英断を要望する。

記

- 一 首都圏並びに国家の社会活動に大きな影響を与える利根川水系においては、これまで治水事業が進められ、一定程度の効果を発揮してきているが、令和元年東日本台風では、利根川本川中流部の川俣付近において、堤防天端から約一メートルまでに水位が迫り、堤防が決壊し首都圏が水没するおそれが現実化した。また、利根川水系内の県管理河川で堤防十八箇所が決壊するなど、各地において、甚大な浸水被害が発生した。このことに鑑み、一層、国において早期に事業進捗が図られるよう、治水事業を強力に推進するとともに、必要な支援を実施すること。
- 二 令和元年東日本台風において、ハツ場ダム等の洪水調節施設含めこれまでの治水事業が大きな効果を発揮したものの、利根川の治水対策は未だなお万全とは言えず、近年の気候変動の影響による水害の激甚化、頻発化を踏まえ、さらなる治水対策についても検討を進めること。
- 三 地方が国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施できるよう、国においては五か年加速化対策に基づく、財政上の支援措置の充実を別枠で図るとともに、五か年加速化対策以降も継続して十分な予算・財源を当初予算をはじめ安定的に確保すること。
- 四 「社会資本整備重点計画」において位置付けられている取組を着実に推進するため、令和六年度治水事業予算必要額を計画的に確保し、事前防災対策を推進すること。
- 五 治水・利水安全度確保のための洪水調節及び水資源開発事業を着実に推進すること。
- 六 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働で行う流域治水プロジェクトの取組の支援を実施すること。
- 七 自然再生などにより河川環境の整備と保全を推進し、地域の実情に応じた河川整備を促進すること。
- 八 地域との連携の下、賑わいあるまちづくりによる地域の活力に資するよう、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すかわまちづくりを推進すること。
- 九 洪水、土砂災害等に対する危機管理体制を確立するため、水災害の監視・予測の高度化に加え、避難行動のきっかけとなる水防災情報の地域への積極的な提供等の推進を図ること。
- 十 水防関係予算を十分に確保するとともに水防体制の強化を図ること。
- 十一 次に掲げる利根川水系事業を強力に推進すること。
 - (一) 利根川、江戸川、中川、綾瀬川、からすがわ 烏川、かんながわ 神流川、きぬがわ 渡良瀬川、こかいがわ 鬼怒川、小貝川、霞ヶ浦等各河川の整備の推進を図ること。
 - (二) 利根川、江戸川の首都圏氾濫区域堤防強化と河道の掘削とを連携させ、治水対策の効率的かつ確実な推進を図ること。
 - (三) 稲戸井調節池の洪水調節容量の増大、田中調節池の洪水調節機能の向上にとどまらず、上流域における既存施設の機能増強や烏川における洪水調節施設の整備など、利根川流域における洪水調節機能の

増強に向けた検討を進めること。

(四) 渡良瀬川中橋周辺の堤防嵩上げに伴う橋梁掛け替えにより、治水安全度の向上を図ること。

(五) 利根川、江戸川の老朽化した施設として、利根川河口堰の耐震対策や、江戸川水閘門の改築を早期に実施し、下流部の治水機能確保対策等の推進を図ること。

(六) 堤防決壊による壊滅的な被害を回避し、大規模水害時には命の安全を確保できる緊急的な避難場所や活動拠点にもなる高台として、高規格堤防整備の推進を図ること。

(七) 令和元年東日本台風により溢水した利根川下流部においては、再度災害を防止するため、堤防整備等を着実に推進すること。

(八) 霞ヶ浦導水事業における導水路の整備並びに、思川開発事業における南摩ダム及び導水路の整備を着実に推進すること。

(九) 思川、^{きゅうはくがわ}休泊川、^{はたがわ}旗川、^{いいぬまがわ}飯沼川、中川、^{ままがわ}綾瀬川、^{いんばぬま}真間川、印旛沼、その他中小支派川の整備の促進を図ること。

(十) 砂防事業及び地すべり対策事業の推進を図ること。

(十一) 霞ヶ浦、印旛沼、^{てがぬま}手賀沼等河川湖沼の環境整備の促進を図るとともに、水質改善・保全を強力に推進すること。

十二 被災した地域で再び同様な災害が生じないように、改良復旧に必要な予算を確実に措置し、集中的に事業を推進するとともに、改良復旧における地方自治体の負担の軽減等を図ること。

十三 地震や津波、高潮、豪雨による水害や土砂災害から利根川水系住民三千万人の生命と財産を守るため、地域と連携し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進すること。また、大規模災害に備え、国土交通省緊急災害対策派遣隊（テックフォース）など災害発生時の支援対策の充実・体制の強化を図ること。

右決議する。

令和五年八月四日

第七十三回利根川治水同盟治水大会